

令和6年8月9日

報道関係者 各位

市川市 危機管理室長 佐久間 剛

熱中症特別警戒情報に係る市独自の対応について

気候変動適応法の改正により、本年4月から従来の「熱中症警戒情報」に加えて、「熱中症特別警戒情報」（以下「特別情報」といいます。）の運用が開始されました。

本市では「特別情報」に係る対応である、法で定められている市民への注意喚起やクーリングシェルの開放に加え、独自の対応を行うことといたしました。

具体的には、船橋と江戸川臨海気象観測所で暑さ指数 35 以上が予測等された場合に担当部署による事前対応を行うことや、「特別情報」が発表された場合に、きめ細やかに対応するために段階に応じた熱中症予防対策を講じてまいります。

その中では、「特別情報」が発表された場合に公民館で飲料水を提供するほか、法で定められた以上の対応が必要な場合の会議体として、市長以下、全部局室長で協議する「熱中症特別警戒対策会議」を新設し対応いたします。

また、大規模停電等により災害に類する状況が発生した場合には、ただちに災害対策本部体制に移行し市民の安心安全の確保を図ってまいります。

なお、詳細につきましては、別添資料のとおりとなります。

【問い合わせ】

危機管理室 危機管理課
課長 立花 学

☎047-712-8563

熱中症特別警戒情報に係る対応

令和 6 年 8 月 9 日
危機管理室危機管理課

熱中症警戒情報 (従来から運用中)

【発表条件】

県内の気象観測所のいずれかで「暑さ指数」33以上が予測される場合

【対 応】

防災行政無線やSNS等で市民に周知

熱中症特別警戒情報 (本年より運用開始)

【発表条件】

県内の気象観測所の全てで「暑さ指数」35以上が予測される場合

【対 応】

以下のとおり、法で定められた対応と市独自の対応を行う

熱中症特別警戒情報に係る対応

対応段階	対応開始の要件	対 応
事前対応	船橋市又は江戸川区の気象観測所の予測等で暑さ指数35以上を発表	1.市民への周知 2.クーリングシェルの開放 3.市長が決定した事項の庁内への情報共有 など
第 1 段階	熱中症特別警戒情報発表 (前日14時発表)	1.市民への周知、クーリングシェルの開放 2.庁内への情報共有、各団体等への連絡 3.公民館での飲料水の提供
第 2 段階	法で定められた以上の対応を行う場合	1.クーリングシェルの追加 2.保健師による健康相談 など ※対応策は熱中症特別警戒対策会議（新設）で決定
第 3 段階	大規模停電の発生等、災害に類する対応が必要な場合	1.避難所の開設 2.協定事業者への協力依頼 など ※対応策は災害対策本部で決定

赤字は市独自対応

【問い合わせ先】 危機管理室 危機管理課 047-712-8563